

東日本旅客鉄道株式会社からの鉄道運賃の
上限変更認可申請に関する審議（９回目）

１．日 時

令和７年４月１日（火） １０：３０～１２：００

２．場 所

国土交通省 ４号館３階 運輸審議会審議室

３．出席者

＜委 員＞

堀川義弘（会長）、二村真理子、三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

＜国土交通省＞

事案処理職員：運輸審議会審理室 波々伯部、高崎、藤澤、日下、増田、藤間

４．議事概要

- 事案処理職員から令和７年３月１８日（火）の討議を踏まえた答申案について説明を聴取した後、審理の結果、東日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請について、認可することは適当である旨答申することとした。
- なお、上記説明に先立って、事案処理職員から、東北新幹線における列車分離の原因究明や再発防止に向けた取り組みに関する所管局からの報告内容について説明を行った。これに対し、本事象が公聴会における質疑の後に再発したこと等を踏まえ、要望事項において安全対策にも言及すべきではないかとの意見が複数あった。議論の結果、当該インシデントに係る運輸安全委員会やＪＲ東日本において行われている原因究明のための調査について、今後、必要に応じ、所管局に対し、調査結果等の報告を求めることとした。

（注）事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第７条の２の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。